

## 第2章 動物虐待等に関する対応

本章では、関係機関との円滑な情報共有や対応に資するため、動物虐待等事案が疑われる相談・通報を受けた場合の該当性判断に必要な情報を整理している。また、「虐待を受けるおそれがある事態」から「動物虐待等事案」への一連の対応についてフロー図で整理するとともに、対応に当たって留意すべき事項について解説する。

### 1. 対応の流れ

#### (1) 対象となる動物の判断 ⇒ 第1章2. 参照

対象となる動物か否かを判断する。

#### (2) 虐待を受けるおそれがある事態における対応 ⇒ 第2章4. 参照

##### ① 動物虐待のおそれがある事態等の該当性判断とそのための情報収集

飼養又は保管が適正ではないことに起因して、動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態の該当性について判断を行う。

##### ② 命令又は勧告に必要な情報収集

任意の現場確認や聞き取り、必要に応じて法第25条第5項に基づく報告徴収、立入検査を行い、同条第4項に基づく命令又は勧告に必要な情報を収集する。

##### ③ 命令又は勧告

法第25条第4項に基づき、必要に応じて虐待のおそれがある事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、事態を改善するための命令又は勧告を行う。この際、命令に違反した場合に法第46条の2による罰則の適用があり得るため、勧告を行った上で、勧告に係る措置をとらなかった場合に必要な措置をとるべきことを命ずるとするのが通常の手順となる。なお、命令を課す場合には、行政手続法に基づく弁明の機会の付与又は聴聞を実施する必要がある。

##### ④ 刑事告発 ⇒ 第2章5. 参照

- ・法第25条第5項に基づく報告徴収、立入検査を拒否または忌避したり、虚偽の報告を行ったりした場合は、法第47条の3違反として捜査機関に告発する。
- ・法第25条第4項に基づく命令に違反した場合は、法46条の2違反として捜査機関に告発する。

#### (3) 動物虐待等事案における対応

##### ① 愛護動物虐待等罪の該当性判断 ⇒ 第1章4. 参照

構成要件等に該当するか否かの確認と社会通念に照らして、総合的に判断する。法第44条に該当する可能性が高ければ、7. 動物虐待等事案の対応へ進み、警察に相談・通報し、迅速に情報を共有する。また、法第25条に該当する可能性が高ければ、5. 虐待を受ける

おそれがある事態への対応（２）を行う。なお、該当性判断において、判断に迷う場合は、環境省や大学等の専門機関に相談・疑義照会等を行う。

② 刑事告発 ⇒ **第２章５．参照**

③ 捜査機関による捜査

一般的に犯罪が発生した場合、警察が第一次的に捜査を行い、被疑者の逮捕や証拠の収集、取調べ等を行う。検察官は、警察から送致された事件について、警察を指揮し、あるいは自ら捜査を行い、収集された証拠の内容を十分に検討した上で、被疑者を公訴提起（起訴）するかしない（不起訴）かの処分を決定する。

起訴処分には、公開した法廷における審理を求める公判請求と、被疑者の同意を得て、公判を開かず、簡易裁判所が書面審理で刑を言い渡す略式命令請求があり、略式命令請求については、一定額以下の罰金等を科す場合に限られることとなる。

④ 裁判

裁判所は、検察官の起訴状に記載された事実の有無につき、証拠に基づいて判断し、被告人を有罪と認めるときは、どういう刑罰を科するかを決める。我が国の刑事裁判制度は、三審制を採っており、第一審の判決に不服がある当事者（検察官、被告人及び弁護人）は、高等裁判所に控訴を申し立てることができ、高等裁判所の判決に対しても、最高裁判所に上告することができる。有罪判決が確定すると、検察官は裁判の執行をする。

（４）その他の対応

① 周辺的生活環境の改善が必要な場合

動物の管理の観点から、動物の飼養等によって悪臭、騒音、ねずみや害虫等の衛生動物の発生などにより周辺地域の住民の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態においては、法第 25 条第 1 項から第 3 項の規定に基づき、行為者に対し、指導、助言、勧告、命令により生活環境と動物の飼育環境を適切な状態にし、周辺的生活環境への影響をなくしていくことができることとなっている。

令和元年法改正により、飼養又は保管の対象となる動物の数を問わず、1 頭の動物の飼養又は保管であっても周辺的生活環境が損なわれている事態が生じている場合には法第 25 条に基づく対応が可能となった。

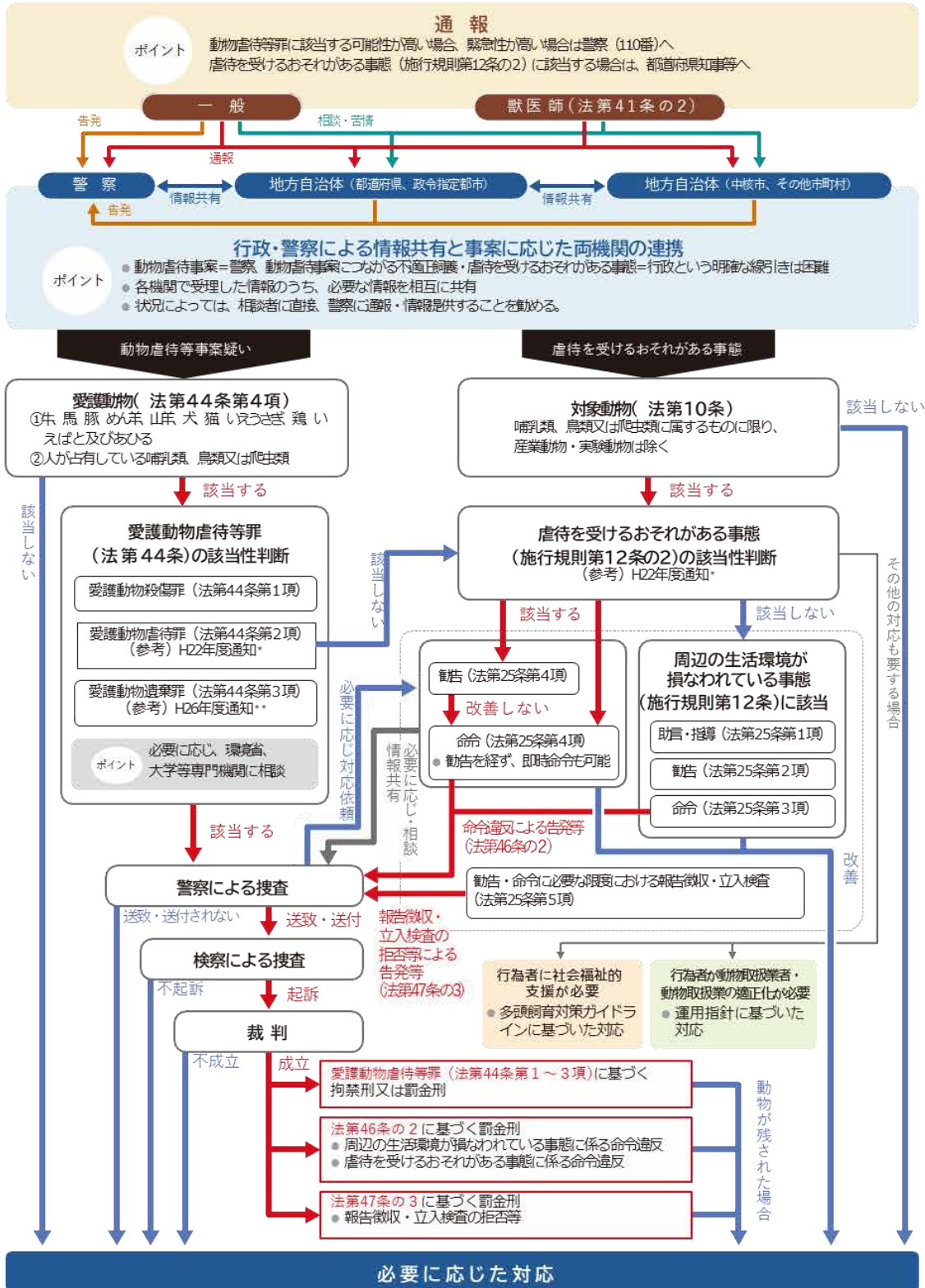
また、従来の措置は勧告、命令のみであったが、同改正により、勧告の前の段階として、指導及び助言を行うことができるよう規定が追加された。このような対応は、勧告や命令のみならず、行為者に対する社会福祉的な支援を行ったり、周辺的生活環境の悪化に伴う地域住民間の対立を調整したりする等、助成的又は調整的な行政指導が求められるという側面を反映したものと考えられる。

さらに、勧告、命令を行うために必要な限度において、都道府県知事は動物の行為者に対して報告徴収、飼養施設等の立入検査を行うことが可能となっている。

② 行為者が動物取扱業者の場合

動物取扱業者による不適正な飼養が確認された場合は、動物虐待等事案としての対応

図表 8 動物虐待等に関する対応フロー図



\* 平成22年2月5日付環自総発第100205002号環境省自然環境局総務課長通知「飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について」巻末資料（1）通達等④参照

\*\* 平成26年12月12日付環自総発第141212号環境省自然環境局総務課長通知「動物の愛護及び管理に関する法律第44条第3項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」巻末資料（1）通達等⑦参照

だけでなく、適切な行政指導や行政処分を通して業の適正化を図る必要があることから、「動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針～守るべき基準のポイント～」（以下、「運用指針」という。）等を参照されたい。

【参考】動物取扱業における犬猫の飼養管理基準の解釈と運用指針  
～守るべき基準のポイント～

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/r0305a.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0305a.html)



### ③ 行為者に社会福祉的支援が必要な多頭飼育問題の場合

多数の動物を飼育するに至り、適切な動物の管理ができないことにより、3つの影響（①飼い主の生活状況の悪化、②動物の状態の悪化、③周辺的生活環境の悪化）が生じている状況を多頭飼育問題といい、行為者が社会福祉的な支援を必要としている場合がある。この場合、動物虐待として「動物の問題」からのアプローチのみでは問題の本質は解決せず、「人の問題」も含めて、社会福祉部局や社会福祉事業者、動物愛護ボランティア、自治体、地域住民等の多様な主体と連携し、飼い主の生活支援、動物の飼育状況の改善、周辺的生活環境の改善という3つの観点を踏まえた対応が肝要となる。動物の問題については、主体的に動物愛護管理部局が対応に当たる必要がある。

対応に当たっては、「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～」（多頭飼育対策ガイドライン）を参照されたい。

【参考】人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン～社会福祉と動物愛護管理の多機関連携に向けて～

[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/r0303a.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/r0303a.html)



## 2. 関係主体の役割

### （1）地方自治体（都道府県・政令指定都市・中核市）の動物愛護管理部局

都道府県知事は不適正な飼養を改善させ、動物虐待を未然に防止したり、周辺的生活環境の保全等に係る措置として勧告や命令等を行ったりすることができる。また、動物取扱業の指導・監督の権限を有しており、ペットショップやブリーダーといった営利を目的とする業を営む者（第一種動物取扱業者）や非営利で動物取扱業を営む者（第二種動物取扱業者）の業が適正に実施されるよう、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第7号）等に基づく監督等を行っている。

また、虐待を受けるおそれがある事態及び動物虐待等事案が発生していると疑われる相談・苦情があった際には、情報をもとに聞き取りや立入検査等を実施し、まずは実態把握を行う。飼育改善指導が必要な場合や虐待を受けるおそれがある事態が生じている場合には、命令又は勧告やこれらの施行に必要な情報を得るための報告徴収や立入検査といった措置をとる。必要に応じて、警察への連絡・通報による情報提供や告発を行い、動物虐待等事案の捜査につなげる。刑事告発等については第2章5. を参照されたい。

都道府県知事は、虐待を受けるおそれがある事態の是正に係る措置のみでなく、動物の不適

正な飼養に起因する騒音や悪臭、毛・羽毛の飛散、衛生動物の発生による生活環境の悪化に係る改善のための措置（指導又は助言、勧告、命令）を行うことができる。

なお、中核市によっては、条例による事務処理特例制度等に基づき、上記の業務に係る都道府県知事の権限が委譲されている場合がある。

## （２）その他の機関

動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の効果的な実施に当たっては、多様な関係機関・部局間の連携によって、それぞれが有する専門的な知識、技術、経験、関係者の情報や現場訪問の機会等を最大限活用し、動物の愛護及び管理とこれに関連する各種の社会課題の同時解決を図る視点が必要である。こういった観点から、令和元年法改正では、国による地方公共団体への情報提供等の規定（法第 41 条の 4）が改正され、これまでの都道府県警察との連携に加え、畜産や公衆衛生、福祉を担当する部局等との連携の強化等についても情報提供等を行うこととされた。具体的には、産業動物の適正な取扱いの確保のためには畜産や公衆衛生部局との連携が、多頭飼育問題への効果的な対応には社会福祉部局等との連携が想定され、以下詳述する。動物愛護管理部局のみでの対応が難しい案件に備えるためにも、日頃から関係部局と連携・協力体制を構築することが望ましい。

### ① 地方自治体（その他部局）

#### ア 畜産部局及び公衆衛生部局

畜産部局としては、家畜伝染病予防法に基づき、都道府県に家畜防疫員が置かれている。家畜防疫員は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の伝染病疾病の発生の予防及びまん延の防止のための措置の実施を担う。

また、公衆衛生部局には、と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号。以下、「食鳥処理法」という。）に基づき、家畜や家きんの処理時に検査等を行うと畜検査員と食鳥検査員が食肉衛生検査所等に配属されており、食肉処理施設の衛生管理、食肉処理時の動物及びとたいの状態（食用に供することが出来るか）の検査、食肉の安全の確保等を担っている。

産業動物については、法第 25 条の対象外となっていることから、動物愛護管理部局による立入検査や報告の徴収ができない。そのため、動物愛護管理部局は、農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のための都道府県の家畜保健衛生所における農場の立入検査や、と畜場法、食鳥処理場法に基づく関係法令の遵守、衛生管理の向上を目的とした食肉衛生検査所等の立入検査等の機会に動物虐待が疑われる事案を把握することも考えられることから、動物愛護管理部局は日頃から他機関との連携関係を構築しておくことが必要である。

#### イ 社会福祉部局

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）等に基づき、介護保険、高齢者福祉、障害者福祉、生活福祉（生活保護）等に係る施策を担う。多頭飼育問題等の対応では、社会福祉部局の

担当者が担当業務において動物の飼い主とつながりがある場合があり、飼い主とのつなぎ役等として関与することもある。

#### ウ 生活環境部局、住宅部局、防災部局等

生活環境部局は、各種の環境法令に基づき、環境保全や廃棄物対策（一般廃棄物収集）、気候変動対策等に係る業務を担っている。また、いわゆるごみ屋敷条例が制定されている地方自治体においては、不良な生活環境を解消するための対策の中で多頭飼育問題への対応についても掌握するケースが多い。

多頭飼育問題を生じさせている行為者については、住宅部局や防災部局からの指導等が要される状況であることも多い。

住宅部局は、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃での賃貸又は転賃を行っている。

防災部局は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく防災計画の策定や防災対策の指導等の災害予防に係る業務や消防法（昭和 23 年法律第 186 号）に基づく火災予防上必要と認められる者への指導等を実施している。

#### ② 市町村

市町村（特別区を含む。）は、地域に密着した住民サービスなどを総合的に担っている。都道府県知事は、市町村の長（指定都市の長を除く。）に対し、法第 25 条第 2 項から第 5 項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立入検査に関し、必要な協力を求めることができることとなっている。ペットや地域の野良猫等を巡るトラブルは住民生活に密接に絡んでおり、周辺的生活環境の改善や、虐待を受けるおそれがある事態への対応に留まらず、動物愛護管理行政において、地域での習慣や人間関係、行為者の置かれている状況等について実態を把握している市町村の果たす役割は大きい。

#### ③ 大学等の研究機関

動物虐待の該当性判断に当たっては、獣医療について知見のある専門家との連携が重要になる場合がある。全国に獣医学部または獣医学科を有する大学は 17 校あり、地方自治体及び警察は各地域の大学関係者（専門家・研究者）に相談ができるよう連携体制を構築しておくことが望ましい。

また、生死に関わらず、動物の不審な状況の原因を多面的に解明することを目的に日本法獣医学会 (<https://www.jvfm.net/>) が設立され、原則的に地方自治体及び警察からの要請に応じ相談等の対応が可能となっている。

#### ④ 民間獣医師、獣医師会等

獣医師会は、獣医師の職能団体であり、獣医師の知識と技術向上、公衆衛生の向上、動物の愛護及び保護の向上等を目的として多岐にわたる事業を行っている。動物虐待に関する情



報なども発信しており、獣医師による動物虐待の通報義務化に関する普及啓発等も行っている。

獣医師会や民間獣医師と連携し、動物虐待の疑いがある動物に対する獣医学的見解について助言を受けている地方自治体、捜査機関も存在する。

### 3. 相談・通報

#### ポイント

- ・一般からの相談・通報を受けた場合、可能な限り速やかに聞き取りや現地調査を行い、動物の状態や飼養状況等について把握する。その際、行為者と地域住民との関係性等についても把握することが望ましい。
- ・証拠の確保は重要であるが、違法に入手した証拠でない旨の確認は必要となる。
- ・獣医師による通報で得られた情報は確度が高いことから、優先的な対応を検討する。
- ・情報提供者及び行為者の個人情報を取り扱う場合、個人情報保護に係る関係法令に則り対応し、情報提供者の情報が漏洩しないよう厳に配慮すること。

#### (1) 一般による相談・通報

地域住民等から動物の不適正飼養や動物虐待等罪に関する相談等があった場合、虐待を受けるおそれがある事態等に関する通報を受けた際に確認すべき事項（図表9）を聞き取る。聞き取りにより得た情報は相談等受付票の例（図表10）等を活用し、記録することが望ましい。聞き取り結果により動物が衰弱する等のおそれがある場合については、法の目的にもある生命尊重の観点から、可能な限り速やかに聞き取りや現地確認を実施し、飼養状況等を確認することが望ましい。また、聞き取りや現地調査に当たっては、必要に応じて資料の提出を受けたり、調査の状況を写真や図面等で客観的に明らかにしたりしておくことよい。

なお、情報提供者の個人情報の取扱いについて決して漏洩することのないよう留意し、行為者の個人情報も含め、個人情報保護関係条例に則った対応を行うこと。

ある者が不適正な飼養をしているのではないかといった近隣住民からの苦情は、しばしば行為者を快く思わない近隣住民等による行政を介した嫌がらせの可能性もあることから、飼養状況のみならず、行為者と地域住民との関係性等を把握することが望ましい。

電話による聞き取り、現地確認等により動物虐待等事案に該当する可能性が高いと判断した場合は、管轄する警察署の生活安全部局に情報共有することが重要である。通報者や行為者の個人情報の共有が困難である場合は、通報者に対して警察にも通報するように勧め、必要な連携を行うなど、警察との情報共有を図ることが必要となる。なお、警察に通報がなされた場合には、動物の状態等から特に緊急対応が必要となる可能性が高い事案については、夜間・休日であっても可能な限り情報提供を受けることができるよう体制を整えておくことが望ましい。

適切な方法による殺処分が行われていない事態や飼養保管が適切でないことに起因して産業動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態が生じているのではないかと相談があった場合は、畜産部局又は公衆衛生部局に情報提供し、速やかな確認を求める必要がある。

#### (2) 獣医師による通報

令和元年法改正により獣医師の通報は義務化され、獣医師は業務を行うに当たって、みだり

に殺傷され、又は虐待を受けたと思われる動物を発見した場合は、遅滞なく都道府県知事、その他の関係機関（市区町村、警察）に通報しなければならないこととされている（法第 41 条の 2）。獣医師による通報が義務付けられた趣旨は、動物のみだりな殺傷や虐待は外部からの発見が難しい一面があることから、獣医療行為等の一環としてこれらが発見する可能性が高い獣医師に通報を求めることとされたものである。また、通報は「遅滞なく」行われるべきことが明記されており、令和元年の改正法の施行と同時に、環境省により通報先が明確化された。

ここで言う獣医師には民間獣医師だけでなく、行政獣医師も含まれる。なお、行政獣医師には、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 239 条第 2 項において、官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されていることを踏まえて、捜査機関と十分に連携して適切に対応すること。刑事告発等については第 2 章 5. を参照されたい。

獣医師による通報は、虐待の有無や動物の状態、顧客等について詳細な内容を含む。特に、民間獣医師にとって通報とは、来院者（顧客）等の情報を提供することであり、その覚悟や情報の確度を踏まえ、適切な対応を行うべきであり、通報者に不利益が生じないよう、通報者の個人情報、動物病院の情報が外部に漏洩することのないよう厳に配慮しなければならない。

【参考】 地方自治体動物虐待等通報窓口一覧

[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/3\\_contact/reportcruelty/](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/3_contact/reportcruelty/)



図表 9 虐待を受けるおそれがある事態等に関する通報を受けた際に確認すべき事項

通報者に係る情報	氏名、住所、連絡先等
行為者に係る情報	氏名、住所、連絡先、情報提供者との関係等
何が起きたのか	みだりな殺傷、虐待、遺棄等
いつ起きたのか	いつからなのか、どのくらいの頻度で起こっているか
どこで起きたのか	場所が分からない場合は目印となる建物や電柱、標識、信号機の管理番号、自動販売機の住所表示等
今どのような状況か	動物の状態や情報提供者の置かれている状況等
情報源	実際に目撃した、動物の傷・鳴き声・飼養状況等から推測した、インターネットや SNS を見た等
証拠はあるか	写真、動画、録音した音声等

通報を受ける際の留意点

- 具体的に何が起きているのかできるだけ詳細に聞き取ること
- 通報者が当該案件にどのように関わっているのかも聞き取ること
- 可能な限り、写真や動画等で現場の状態を記録化することが望ましいが、その際には、不法行為を助長しないよう取扱いには慎重を期すこと
- 通報者が氏名を名乗らない場合は「匿名」での通報として取扱うこと
- 動物取扱業等の従業員からの通報は「公益通報」に該当する場合があるので、公益通報者保護法に従い、通報者が解雇等の不利益な取扱いから保護されるように配慮する必要があること





### 【コラム3】情報共有の円滑化等に向けた取組

地方自治体の動物愛護管理部局では、警察等との情報共有の円滑化等に向けた連携体制の構築を目的とした様々な取組を行っており、その一部をご紹介します。

#### 1. 年度当初の説明と協力のお願（大分県）

平成31年2月の大分県・大分市の共同設置・共同運営の「おおいた動物愛護センター」の稼働に伴い、県保健所で行っていた動物関連業務（動物愛護管理法の施行に関する業務）の一部が移管したこと及び令和元年6月に動物愛護管理法が改正されたことを受け、大分県警察に動物愛護管理行政に係る業務説明を行ったことをきっかけに、以降毎、年度当初に大分県警察本部警務部会計課及び生活安全部保安課に対し業務説明と協力の依頼を行っている。

動物虐待等の行為が人に対する犯罪にエスカレートする可能性があることを共有し、動物虐待等を疑う事案が発生した際は可能な限り合同で対応するという日々の積み重ねによって警察との関係性を深めている。人事異動で双方の担当者が変わることも多いため、毎年業務説明等を行うことで理解を得ること、それによって情報共有ができる連携体制を構築することが重要であるとともに、大分県警察本部と連携体制を構築することにより、迅速に各警察署に情報提供されることとなり、現場での連携も非常に効率的になっている。

#### 2. 定期的な連絡会議（大阪府・京都府）

大阪府では、動物愛護管理行政全般について、情報交換を目的として、指定都市（大阪市、堺市）、中核市（高槻市、東大阪市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市）及び大阪府警察と、必要に応じて会議を開催してきた。

また、令和元年度から動物虐待等に係る通報先一元化の取組として、大阪府動物虐待通報共通ダイヤル#7122（おおさかアニマルポリス）（以下、「共通ダイヤル」という。）を設置・運用しており、年1回程度、共通ダイヤルに係る連絡会議として、大阪府動物虐待通報共通ダイヤル連絡会議を開催し、共通ダイヤルで対応した事例などについて、情報交換等を行い、共通認識を深めている。具体的な議題としては、相談件数の共有や、個別の事例共有、動物虐待に関する法的見解などの情報交換等のほか、府警への情報提供方法に関する相談などが挙げられる。なお、会議構成員は上記会議と同様である。

京都府では、平成25年度から毎年1回、「京都府・京都市・京都府警動物愛護管理事業推進連絡会」（以下、「連絡会」という。）を開催している。連絡会の目的は、①動物虐待等の行為が人に対する犯罪に関連する可能性があることから、安心・安全なまちづくりのために動物虐待等を防止する取組を強化すること、②平成24年の動物愛護管理法改正によって、行政により引取りを拒否された犬猫の遺棄の増加が懸念されるため、公衆衛生の保全の観点からも遺棄事案を未然に防ぐ取組を推進することである。連絡会議の構成員は、京都府健康福祉部生活衛生課、京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課及び京都府警本部生活安全部生活保安課である。毎年関係者が直接顔を合わせることで、普段から動物虐待等事案に関する相談や連携、情報共有がしやすく、事案ごとに情報交換会や協議、法獣医学的解剖についてスムーズに調整を行うことができている。

#### 【コラム4】 インターネット上で動物虐待動画等を発見した場合の対応

近年、動画投稿サイトや、X、Facebook等のソーシャルネットワーキングサービス(SNS)において、動物殺傷罪や動物虐待罪が疑われる行為を撮影した動画や写真、コメント等(以下、「動物虐待動画等」という。)が投稿され、大きな社会的問題に発展する例が見られる。

動物愛護管理法では、動物虐待動画等を撮影したり、投稿したりすること自体に罰則はないが、このような動画等を目にすることにより、大きなショックを受ける人がいる可能性があり、動物愛護の良俗を保護するという観点からも望ましくない。

##### 1. 不適切なコンテンツ(有害情報)として報告

動物虐待動画等が動画投稿サイトなどのインターネットサイトにおいて不特定多数の者に公開されている場合、当該動物虐待動画等がアップロードされているインターネットサイトの管理運営者に報告し、削除等の適切な措置を求めることが適当である。

そのため、上記に係る相談・通報を受けた際には、当該動物虐待動画等の配信が行われているプロバイダ(インターネットサイトの管理運営者)に報告し、配信の停止等の適切な措置を求めることが適当である旨について、相談者に案内することが望ましい。

過激な動物虐待動画等をアップロードする者の中には、インターネット上のコメント欄などにおいて批判や誹謗中傷などを含む投稿が集中する、いわゆる炎上を狙う愉快犯的な者も存在すると考えられるため、動物虐待動画等を不用意に拡散させないなど、冷静に対応する必要がある。

##### 2. 動物虐待等事案についての通報

動物虐待動画等において、虐待を受けるおそれがある事態に該当すると考えられるもので行為者が特定できる場合は、事態の改善に向けた勧告等を行うなど行政として適切な対応が必要となる。また、動物虐待等動画に係るLIVE配信等が確認された場合、必要に応じて当該行為者の居住地域の警察署に相談・通報をする。

通報する場合は、証拠保全の観点から、インターネットサイトのURLやユーザーIDを控え、コンテンツの内容の印刷、録画などをしておく、あるいは動画を端末ごと撮影するなどにより保存しておくことが望ましい。

#### <主なプロバイダによる動物虐待に関連したコンテンツの取扱いと報告方法>

主なプロバイダ	動物虐待に関連したコンテンツの取扱い	報告方法
YouTube	<p>動物虐待のコンテンツは投稿が禁止されている。</p> <p>動物虐待のコンテンツ：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人間が動物同士の闘いをけしかけるコンテンツ。</li> <li>・ 伝統的または一般的な慣習は別として、人間が悪意をもって動物を虐待し、苦痛を感じさせているコンテンツ。伝統的または一般的な慣習の例としては、狩猟や食材準備が挙げられます。</li> <li>・ 伝統的または一般的な慣習は別として、人間が不必要に動物を劣悪な状況に置くようなコンテンツ。伝統的または一般的な慣習の例としては、狩猟や食材準備が挙げられます。</li> <li>・ 動物に対する深刻な飼育放棄、虐待、危害を美化または助長するコンテンツ。</li> <li>・ 動物が危険な状態に置かれている状況をあらかじめ仕込んだうえで、その動物を救助する演出を示すコンテンツ。</li> <li>・ 衝撃や不快感を与える目的で動物を登場させている刺激の強いコンテンツ。</li> </ul> <p><a href="https://support.google.com/youtube/answer/2802008?hl=ja&amp;ref_to_pic=9282436">https://support.google.com/youtube/answer/2802008?hl=ja&amp;ref_to_pic=9282436</a></p>	<p><a href="https://support.google.com/youtube/answer/2802027">https://support.google.com/youtube/answer/2802027</a></p>

TikTok	<p>動物虐待、残虐行為、ネグレクト、取引その他の動物搾取のコンテンツは投稿等が禁止されている。</p> <p>○許容されないもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物を互いに戦わせることを含む、動物の屠殺、切断、または虐待</li> <li>栄養不良などの、動物の虐待またはネグレクトの表示または助長</li> <li>切断された、ばらばらにされた、黒焦げの、焼かれた、または重傷を負った動物</li> <li>違法な野生動物の狩猟（密猟）</li> <li>動物と人間の間の性行為（獣姦）</li> <li>生きた動物の取引または販売、および、象の牙、虎の骨、サイの角、ウミガメの甲羅から作られた製品や医薬品等、絶滅危惧種の部位の取引の促進</li> </ul> <p>○許容されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バーベキューチキンの脚など、食品に関連する動物の身体部分</li> <li>動物虐待についての意識を高める教育的コンテンツまたはドキュメンタリーコンテンツ（動物虐待の非常に生々しいコンテンツが含まれていない場合に限る）</li> </ul> <p><a href="https://www.tiktok.com/community-guidelines/ja/sensitive-mature-themes">https://www.tiktok.com/community-guidelines/ja/sensitive-mature-themes</a></p>	<p><a href="https://support.tiktok.com/ja/safety-report-a-problem/report-a-video">https://support.tiktok.com/ja/safety-report-a-problem/report-a-video</a></p>
Facebook / Instagram	<p>○投稿が禁止されているコンテンツ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>画像で描写される動物の苦痛または生きている状態から死に至っている動物を描写した画像に対する、明らかに加虐的な発言</li> </ul> <p>○事前に警告画面が表示されるコンテンツ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生きている状態から死に至った動物の切断、目に見える体内組織、黒く焦げたり、燃えたり、生きたまま煮えたりする様子を描写した画像</li> </ul> <p>○見た人が不快に感じるおそれがあるとわかるラベルが表示されるコンテンツ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>動物の死体を描写した画像（切断、目に見える体内組織または血、黒く焦げたり、燃えたりする様子を描写した場合）</li> <li>生きている状態から死に至った動物を描写した画像（切断、目に見える体内組織、黒く焦げたり、燃えたり、生きたまま煮えたりする様子を描写していない場合）</li> <li>生きている動物に対して虐待行為（共生高速された対象への暴力行為、致命的な脅威など）を行っている人物を描写した画像</li> </ul> <p><a href="https://transparency.fb.com/ja-jp/policies/community-standards/violent-graphic-content/">https://transparency.fb.com/ja-jp/policies/community-standards/violent-graphic-content/</a></p>	<p><a href="https://www.facebook.com/help/181495968648557">https://www.facebook.com/help/181495968648557</a></p>

X	<p>暴力描写を含むコンテンツは投稿が制限される。</p> <p>○許可されない暴力的な発言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>暴力の賛美: 危害が発生する暴力行為を美化したり、賛美したり、称賛したりすること。動物虐待や動物への残虐行為を美化することもこれに該当する。</li> </ul> <p>○許可されない暴力的なメディア</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>グロテスクなコンテンツ: 切断された人間、人間の焼死体、露出した内蔵や骨、動物を虐待または殺傷する行為など、人間または動物の死、暴力、深刻な身体的損傷に関して写實的、凄惨に描写されたメディア。</li> <li>獣姦および屍姦: 人間と動物の性的行為または生きて人間と人間の死体の性的行為を描写したメディア。</li> </ul> <p>○リーチが制限される暴力的なメディア</p> <p>閲覧したくないユーザーが見なくてもすむように内容の警告を伴う適切なラベルが適用されていれば投稿できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重傷を負った、または切断された動物</li> <li>死、暴力、医療処置、深刻な肉体的損傷を生々しく描写しているものの、過度にグロテスクであるとまではいえない人間や動物のメディア。</li> </ul> <p>○許可されるコンテンツ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>狩猟や釣り、食品の製造や処理、闘犬、または宗教上のいけにえの対象となった動物を描写した暴力的なコンテンツ。</li> </ul> <p><a href="https://help.x.com/ja/rules-and-policies/violent-content">https://help.x.com/ja/rules-and-policies/violent-content</a></p>	<p><a href="https://help.x.com/ja/rules-and-policies/report-violation">https://help.x.com/ja/rules-and-policies/report-violation</a></p>
---	---	--

<参考>

インターネットサイトの管理運営者に向けて違法・有害情報への対応等について契約約款のひな形を定めた「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」(違法情報等対応連絡会((一社)テレコムサービス協会事務局))では、「動物を殺傷・虐待する画像等の情報を不特定多数の者に対して送信する行為」を禁止事項に位置付けた上で(第1条(17))、そうした禁止事項に該当する行為が行われた場合は、インターネットサイトの管理運営者により当該情報等の削除等の措置が講じられ得ることを規定している(第3条第1項)。

・違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項

[https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/illegal\\_info/pdf/The\\_contract\\_article\\_model\\_Ver11.pdf](https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/illegal_info/pdf/The_contract_article_model_Ver11.pdf)

・違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項の解説

[https://www.telesa.or.jp/ftp-](https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/illegal_info/pdf/Explanation_of_The_contract_article_model_Ver11-1.pdf)

[content/consortium/illegal\\_info/pdf/Explanation\\_of\\_The\\_contract\\_article\\_model\\_Ver11-1.pdf](https://www.telesa.or.jp/ftp-content/consortium/illegal_info/pdf/Explanation_of_The_contract_article_model_Ver11-1.pdf)

## 【コラム5】公益通報者保護制度（通報者を守る制度について）

国民生活の安全・安心を損なう企業不祥事は、事業者内部からの通報をきっかけに明らかになることもあり、こうした企業不祥事による国民の生命、身体、財産その他の利益への被害拡大を防止するために通報する行為は、正当な行為として事業者による解雇等の不利益な取扱いから保護されるべきものである。<sup>1</sup>

公益通報者保護法（平成16年法律第122号）<sup>2</sup>は、保護の内容、通報先、保護される通報の要件などを定めるとともに、事業者や行政機関がとるべき措置を規定している。動物愛護管理法は公益通報者保護法の対象法令に該当することから、虐待を受けるおそれがある事態等に係る情報も公益通報の対象となる。

### 1. 公益通報先

#### ①動物愛護管理局への公益通報

公益通報者保護法第13条第1項及び第2項により、通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関には、事業者の労働者等（労働者、退職後1年以内の者及び役員）からの公益通報について、公益通報に適切に対応するために必要な体制を整備する義務等が課せられている。

労働者等から虐待を受けるおそれがある事態等に係る公益通報を受けた場合、「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（以下「外部通報ガイドライン」という。）<sup>3</sup>や各地方自治体の公益通報者保護条例等を踏まえて対応する必要がある。

通報対象事実について処分又は勧告等をする権限を有する行政機関に通報された場合、必要な調査を行い通報された事実があるかどうかを確認し、その事実があったと認められる場合には法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならないことから（公益通報者保護法第13条第1項）、任意の現場確認や聞き取り、必要に応じて動物愛護管理法第25条第5項に基づく報告徴収、立入検査を行い、必要な際は命令又は勧告を行うなど、適切に対応する。

<sup>1</sup>消費者庁HP 公益通報者保護法と制度の概要(公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドラインを始めとする各種ガイドライン等も掲載している。)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/overview/#04](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/#04)

<sup>2</sup>公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）により改正（令和4年6月1日から施行）。本ガイドラインの記載は、改正法の内容を反映している。

#### ②役務提供先等への公益通報

労働者等から役務提供先（勤務先（通報者と雇用関係にある事業者）、派遣先、取引先）等に対する公益通報のことで、「内部通報」ともいい、勤務先等の指定の通報窓口のほか、上司や人事部門に通報する例もみられる。

公益通報者保護法第11条第1項及び第2項により、事業者には、労働者等からの公益通報について、公益通報対応業務に従事する者（公益通報対応業務従事者）を定める義務や、その他公益通報に適切に対応するために必要な体制（内部公益通報対応体制）を整備する義務が課せられている（常時使用する労働者数が300以下の事業者については努力義務）。

事業者にとっては、公益通報に適切に対応し、リスクの早期把握及び自浄作用の向上を図ることが、企業価値及び社会的信用を向上させることにつながる。また、愛護動物虐待等罪には両罰規定（第1章5.（3）両罰規定参照）が設けられていることから、通報対象事実について確認し、必要に応じて自ら是正措置を講じることは非常に重要である。

#### ③その他の者への公益通報

なお、労働者等から、通報対象事実の発生又は被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（報道機関、消費者団体、事業者団体等）に対して行われる通報も、一定の要件を満たせば、「公益通報」として保護の対象となる。

### 2. 公益通報の受付

#### ①動物愛護管理局への公益通報

動物愛護管理局が公益通報を受け付ける際には、以下の条件を満たしているかを確認する。



- ア 通報者が通報の対象となる事業者へ役務を提供している労働者等であること。
- イ 通報に不正の目的がないこと。  
例えば、通報により、不正に利益を得る、財産上の損害や信用の失墜等損害を加える等の目的がないかを確認する。
- ウ 通報対象となる法令違反（虐待を受けるおそれがある事態又は動物虐待等事案等）が生じ、又はまさに生じようとしていること。  
（具体的な聞き取り事項は「図表9 虐待を受けるおそれがある事態等に関する通報を受けた際に確認すべき事項」参照）
- エ 次のいずれかに該当すること。
- ◎ウを信じるに足る相当の理由があること。  
根拠となる資料（通報対象となる法令違反等が確認できる写真、動画、関係者による信用性の高い供述、日報等の記録等）があれば、提供を受ける。
  - ◎ウであると思料し、かつ、次の事項を記載した書面が提出されたこと。
    - ・通報者の氏名、住所等
    - ・通報対象事実の内容
    - ・ウであると思料する理由
    - ・通報対象事実について、法令に基づく措置等がとられるべきと思料する理由

公益通報の受付時には通報者に関する以下の情報を聞き取る。動物愛護管理部局に対し公益通報があった場合、地方自治体においては、通報に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るとともに、通報対応の実効性を確保するため、匿名による通報についても、可能な限り、実名による通報と同様の対応を取るよう努めること<sup>3</sup>。

- ①氏名
- ②勤務先・部署名・役職名
- ③連絡先（勤務先以外の住所・メールアドレス等）

また、外部通報ガイドラインでは、公益通報者保護法上の「公益通報」に該当しない通報（例えば、労働者等以外の者からの通報、通報対象事実以外の法令違反に関する通報等）についても対応することとされていることにも留意する必要がある<sup>4</sup>。

#### ②役務提供先等への公益通報

役務提供先である事業者への公益通報については、その受付や調査・是正措置の実施等について、公益通報者保護法に基づく「指針」<sup>5</sup>で定められており、事業者は指針に沿って対応する必要がある。また、事業者には、公益通報対応業務に従事する者（公益通報対応業務従事者）を定める義務も課されているところ、公益通報対応業務従事者には守秘義務が課せられており、これ違反した場合、刑事罰（30万円以下の罰金）の対象となる。

<sup>3</sup>外部通報ガイドライン2. (9)

<sup>4</sup>外部通報ガイドライン2. (6)～(8)

<sup>5</sup>公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(令和3年内閣府告示第118号)

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_system/whistleblower\\_protection\\_system/overview/assets/overview\\_210820\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_210820_0001.pdf)

また、その解説（「公益通報者保護法に基づく指針(令和3年内閣府告示第118号)の解説」）は、

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_partnerships/whistleblower\\_protection\\_system/overview/assets/overview\\_211013\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/overview/assets/overview_211013_0001.pdf)

#### 4. 虐待を受けるおそれがある事態への対応

##### ポイント

- ・ 法第 25 条第 4 項は、行政による適正飼養の指導・助言等も含む動物虐待事案の予防的措置を定めたもの。不適正な飼養に起因する虐待を受けるおそれがある事態を是正するための対応も含まれ、動物虐待等事案を防止するために行政が果たすべき最も重要な役割が規定されているが、近年では、虐待を受けるおそれがある事態等への行政による対応自体が不十分であるとして、大きな社会的問題になることがある。
- ・ 「命令」の発出に当たっては、必ずしも「勧告」というステップを必要としないが、「命令」を行おうとする際には、原則として、弁明の機会の付与等の手続きを経る必要がある。特に、公益上、緊急を要する場合には、例外的に弁明の機会の付与を省略できるが、その判断は慎重にする必要がある。
- ・ 「命令」、「勧告」の内容を検討するためだけでなく、これらが必要な事態が生じているか確認する目的で報告徴収や立入検査を行うことも可能である。
- ・ 「命令」、「勧告」を行おうとする際には、次のステップに進むことも想定し、内容をよく検討する。特に「命令」の発出に当たっては、「告発」も視野に入れ、警察に事前相談することが望ましい。

##### (1) 行政指導と行政処分 の意義

法第 44 条に係る対応は、動物虐待事案発生後の刑罰による事後規制であるのに対して、法第 25 条が規定されている法第 3 章第 4 節は「周辺の生活環境の保全等に係る措置」と題され、行政による適正飼養の指導・助言等や、虐待のおそれがある事態への対応といった予防的措置を定めたものである。

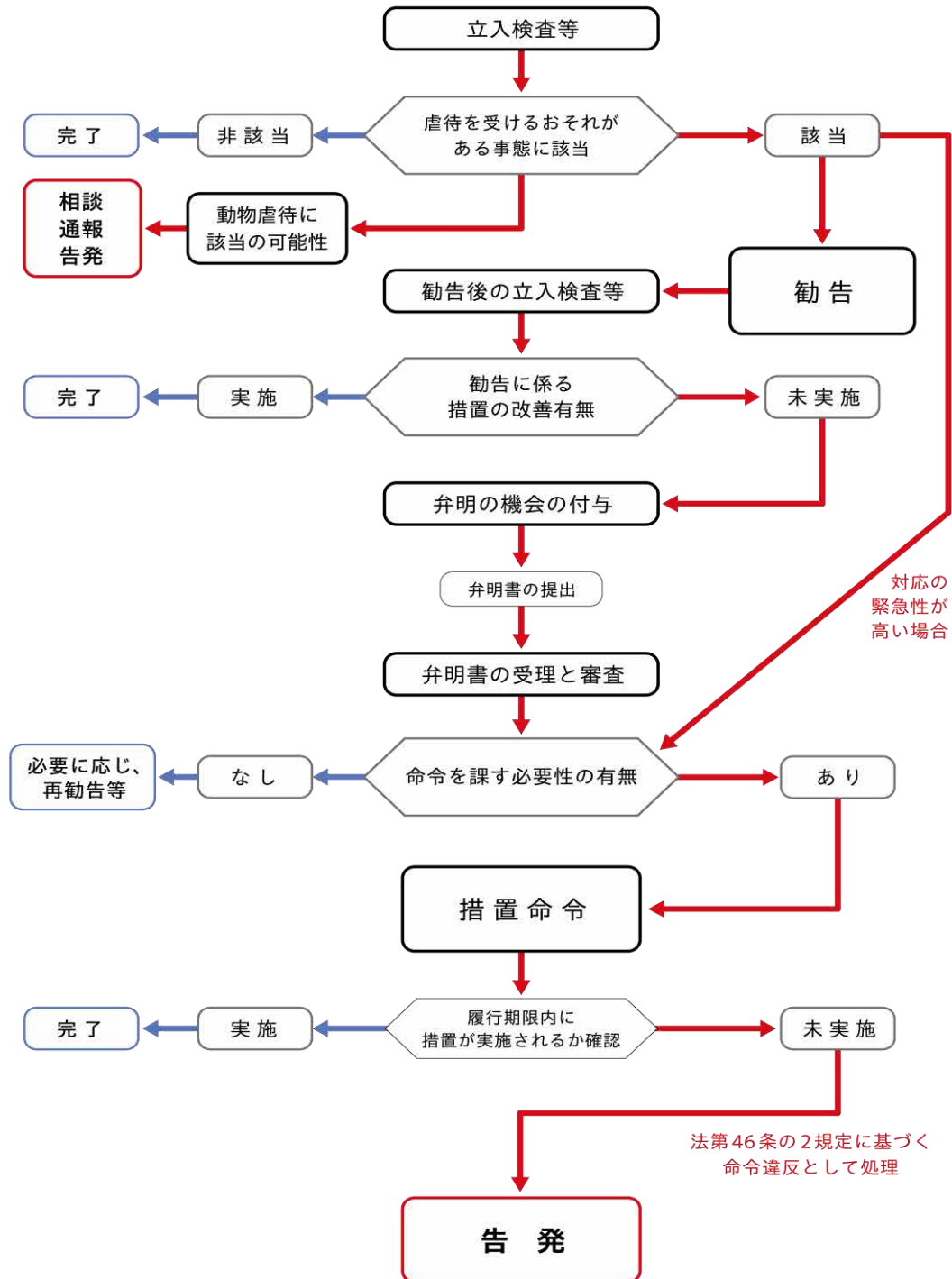
虐待を受けるおそれがある事態の段階の不適切な飼養状況等を改善することにより、犯罪に発展する前に未然に防止することは非常に重要である。動物虐待の中には、動物の適切な健康管理を行わないなどのネグレクト等も含まれる。また、動物だけではなく、人、地域の問題である多頭飼育問題に係る事案においては、単純に飼い主たる行為者を検挙するだけでは根本的な問題解決にはつながらず、再発の可能性も踏まえて地域で対応を続けていくことが必要となる。こういった不適正な飼養からつながる動物虐待や悪臭・騒音等の生活環境の悪化など地域における問題を未然に防いだり、総合的に解決したりするために、地方自治体の果たす役割は大きい。

上述のとおり、法第 25 条第 4 項に基づく対応は、基本的には、不適正飼養に起因する虐待、主にネグレクトに対する予防的措置のための対応と考えられるが、例えば「しつけ」と称して動物に手をあげた場合などは、その内容によって、通常一般の適正飼養に係る助言・指導の中で行政が対応することも考えられる。一方で、積極的虐待や明らかなネグレクトを現認した場合は、その状況により愛護動物殺傷罪（法第 44 条第 1 項）、愛護動物虐待罪（法第 44 条第 2 項）による対応が必要となるため、警察への相談や通報、告発等を行うこととなる。愛護動物虐待罪等の該当性判断については第 1 章 4. を、刑事告発等については第 2 章 5. を参照されたい。

また、命令違反や立入検査の忌避等に対しては罰則が設けられていることから、告発等のその後の対応も想定した上で、行政指導等を行うことが望ましい。

行政手続の瑕疵等を理由とした訴訟等の紛争の発生を避けるよう、執行に当たっては行政手続法（平成5年法律第88号）等を踏まえた十分な対応が必要となるが、動物愛護管理担当職員として動物の愛護及び管理に係る責務や動物虐待を未然に防止することの社会的重要性に自覚を持って対応されたい。

図表 11 虐待を受けるおそれがある事態における対応フロー



## (2) 報告徴収と立入検査

事実認定を行う上では、法に基づく立入検査、報告徴収又は関係行政機関への照会等を積極的に活用し、事実関係を把握することが重要である。

法第25条第5項の規定に基づく報告徴収及び立入検査は、虐待を受けるおそれがある事態が生じていないか等を行為者から確認する重要な手段である。都道府県知事は、虐待を受けるおそれがある事態に対し、命令・勧告の施行に必要な限度において報告徴収及び立入検査をすることができることになっているが、「必要な限度」とは、命令・勧告の内容について検討するための情報収集や命令・勧告後の確認のみならず、そもそも命令・勧告が必要な事態が生じているか自体を確認する目的も含まれ得る。

報告徴収についての形式は定められておらず、個別事案ごとに口頭・書面等適切な方法を検討の上、確実な記録化に努めること。

立入検査の権限は犯罪捜査のためとは認められておらず、相手方が拒否した場合にその意に反して抵抗を排除してまで実施することは認められていないが、刑罰による間接強制により適正かつ円滑な立入検査の実施を確保するとする法の趣旨に照らして厳正に対処する必要がある。すなわち、法第47条の3に規定されるとおり、法第25条第5項に基づく報告をしない場合や虚偽の報告であった場合、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対する罰則規定があることから、立入検査を行う際には、相手方に対し、立入検査の拒否、妨害又は忌避に対しては刑罰が科され得ることを明示して行うことも実効性を高めるために必要である。

なお、検査を積極的に拒否する場合でなくとも、実質的に立入検査ができない状態を積極的に生じさせるなど、立入検査の拒否又は忌避に該当すると判断される場合には、検査拒否又は忌避と扱って差し支えなく、法第47条の3に基づく罰則の対象になり得るものであることから、この場合も、告発を含めた対応を捜査機関と協議の上で進めること。

また、検査の実効性を高めるためには、事前の連絡を行わずに抜き打ちでの検査を実施することが有効な場合もあり、法はこれを否定していないことにも留意すること。

立入検査の実施に当たっては、客観的事実及び行為者の認識を確認し、その旨を記録に残すことが重要であり、飼養施設等の状況だけでなく、動物の状態についてもよく確認する必要がある。また、長毛種等は一見しただけでは動物の状態が把握できないこともあることから、必要に応じて目視だけでなく触診も行い確認すること。現場に立ち入る際には、マスクや手袋、ゴーグル等を装着し、職員・動物の双方が人獣共通感染症に罹患しないよう配慮することが重要である。さらに、立入検査の記録や職員の安全確保のために、複数の職員で対応することが望ましい。

必要に応じて事前に警察に情報を共有し、必要な支援を依頼することも選択肢の一つとして検討する。

立入検査と警察の捜査を同時に行う場合には、あらかじめ双方の役割分担や持参する持ち物等を定め、現場で混乱を生じさせぬようにすること。立入検査対象施設に複数の個体が飼養又は保管されている場合、個体識別、個体数の把握が必要となることから、ナンバリングした首輪等を準備し、個体識別等に努めることが重要である。案件記録票の例(図表12)、動物の状態チェックシートの例(図表13、14)等を活用し、記録することが望ましい。案件記録票、

動物の状態チェックシートの例については、必ずしも全ての項目を確認することを必要としておらず、状況によって記載項目を選択するなど適宜ご活用いただきたい。また、現場で状況を確認する際には、それぞれの項目の確認を行為者で行うことで、行為者自身に正しく現状を認識してもらい、虐待を受けるおそれがある事態の改善に繋げることが大切である。

なお、対象動物の状態を把握し記録するためには、写真及び動画が有効である。写真を撮影する場合は、動物の真正面の写真だけでなく、右側面、左側面、背面、腹面、頭部、臀部等といった異なる視点、異なる距離で複数枚の写真を撮影し、撮影日時がわかるようタイムスタンプ（日時）を入れる。また、飼養施設や給餌給水の容器、厳しい天候などから身を隠せる場所及び休息場所があるか、換気・日照時間に問題はないかといった飼養状況についても写真や動画で記録することは有用である。



## 【コラム6】ボディコンディションスコア

動物の栄養状態を評価する尺度にボディコンディションスコア（BCS）がある。ボディコンディションスコアは、見た目と触れた状態から、体型（特に脂肪の付き具合）を評価するもので、個体の健康状態を把握する指標となる。5段階若しくは9段階で評価し、9段階評価では、BCS 4、5が適正な体型と見なされる。



※BCS4～5が適正な体型といわれています

(出所 ロイヤルカナンジャパン合同会社 HP「ワンちゃんネコちゃんの病気と食事」  
[https://www.royalcanin.co.jp/new/health\\_nutrition/health/obesity/](https://www.royalcanin.co.jp/new/health_nutrition/health/obesity/))

図表12 案件記録票の例

記入年月日	年 月 日	記入者	所属	
			氏名	

1. 現場確認等の実施

現場確認日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分			
現場確認者			所属	
確認方法	<input type="checkbox"/> 任意の現場確認 <input type="checkbox"/> 任意の聞き取り <input type="checkbox"/> 法第25条に基づく立入検査 <input type="checkbox"/> 法第25条に基づく報告徴収 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
前回の指導状況・指導内容	なし ・ あり ( )			
今回の指導内容	指導への拒絶 なし ・ あり ( )			
現場確認・状況把握の拒否状況	なし ・ あり ( )			
改善の見込み	なし ・ あり ・ 不明 (理由: )			

2. 行為者(飼養者等)

氏 名		年齢		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
住 所					
同居家族	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(続柄: )				
性格、意思疎通の状況	(家族、近隣住民、通報者等との関係性などを記載)				

3. 動物の状態等

動物の種類等	犬 オス ( 頭 ) ・ メス ( 頭 ) ・ うち幼齢 ( 頭 )				
	猫 オス ( 頭 ) ・ メス ( 頭 ) ・ うち幼齢 ( 頭 )				
	その他(種類: ) オス ( 頭 ) ・ メス ( 頭 ) ・ うち幼齢 ( 頭 )				
飼養方法	室内飼養 ・ 屋外飼養 ( )				
繁殖制限措置	なし ・ あり ・ 不明 ( )				
頭数削減措置	なし ・ あり ・ 不明 (前回指導時との比較等 )				
繁殖による頭数増加	なし ・ あり ・ 不明 (前回指導時との比較等 )				
栄養不良の個体	なし ・ あり ( 頭 ) ・ 不明				
爪が異常に伸びている個体	なし ・ あり ( 頭 ) ・ 不明				
体表が著しく汚れている個体	なし ・ あり ( 頭 ) ・ 不明				
疾病個体	なし ・ あり ( 頭 ) ・ 不明				
負傷個体	なし ・ あり ( 頭 ) ・ 不明				

衰弱個体	なし ・ あり ( 頭 ) ・ 不明
妊娠個体	なし ・ あり ( 頭 ) ・ 不明
障害のある個体	なし ・ あり ( 頭 ) ・ 不明
近隣からの苦情	なし ・ あり (詳細)
その他	

#### 4. 飼養状況 (生態・習性・生理にあった飼養となっているか)

給餌・給水	<input type="checkbox"/> 新鮮な餌・水が与えられている (水は常に飲める状態であること。ただし、獣医療上制限されているときを除く。)
	頻度: なし ・ 1日ごと ・ 2日ごと ・ 3日ごと ・ 4日以上の間隔 ・ 不明 判断根拠: 飼養者等からの聞き取り ・ 容器の汚れ/餌、水の状態から推測 ・ その他 ( )
	<input type="checkbox"/> 清潔な給餌・給水容器を用いている ( )
飼養環境	<input type="checkbox"/> 周辺に危険物のない清潔な環境 <input type="checkbox"/> 厳しい天候などから身を隠せる場所及び休息場所がある <input type="checkbox"/> 快適な温湿度である ( °C、 %) <input type="checkbox"/> 換気・日照時間に問題はない (窓の有無など) <input type="checkbox"/> 自然な行動が十分にとれるスペースである ( )
鳴き声の発生	なし ・ あり 敷地内 ( ) db、敷地境界 ( ) db、その他の場所 ( ) db 頻度 ( )、継続時間 ( )
飼料の残さ・排せつ物等の不適切な処理・放置からの臭気	なし ・ あり (程度: ) ・ 不明 ( ) 継続時間 ( )
ねずみ・害虫	なし ・ あり ( )
排せつ物の堆積	なし ・ あり ・ 不明 ( )
愛護動物の死体・骨	なし ・ あり ・ 不明 ( )
獣医療の提供	<input type="checkbox"/> 疾病 ・ 負傷 に対する 適切な 獣医療 等の 提供 ( )
その他	<input type="checkbox"/> 心理的抑圧や恐怖から守られている

## 5. 周辺の生活環境の状況

鳴き声・その他の音の発生	なし ・ あり 測定した場合：現地 db、敷地境界 db 頻度 ( )、継続時間 ( )
飼料の残さ・排せつ物等の不適切な処理・放置からの臭気	なし ・ あり ( )
動物の毛・羽毛	なし ・ あり ( )
ねずみ・害虫	なし ・ あり ( )
近隣からの苦情	なし ・ あり (詳細)
その他	

## 6. 対応状況及び今後の対応予定

--

## 7. 備考

--

図表 13-① 動物の状態チェックシートの例（生体・猫版）

記入年月日	年 月 日	記入者	所属	
			氏名	

※写真を撮影した場合は、No. と紐づけて保存する。

（撮影の際に No. と名前を紙に書いて動物と一緒に写しておく）

No.	●	動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ( )						
 ※	品 種								
	性 別		年齢 (推定)						
	身体的特徴 毛色								
	BCS	1	2	3	4	5	6	7	8
目	眼脂		右目	左目					
	閉眼		右目	左目					
	失明		右目	左目					
	眼疾患		右目 ( )	左目 ( )					
	その他								
耳	耳ダニ		右耳	左耳					
	耳垢		右耳	左耳					
	耳介欠損		右耳	左耳					
	耳孔閉塞		右耳	左耳					
	搔痒感		右耳	左耳					
	皮膚炎		右耳	左耳					
	その他								
鼻	分泌物 (透明)		なし	あり ( )					
	分泌物 (化膿性)		なし	あり ( )					
	鼻出血		なし	あり ( )					
	くしゃみ		なし	あり ( )					
	その他								
口腔等	歯の欠損		なし	あり ( )					
	舌・歯肉の蒼白		なし	あり ( )					
	出血		なし	あり ( )					
	流涎		なし	あり ( )					
	異常呼吸・喘鳴		なし	あり ( )					
	その他								
四肢	伸展異常		左前肢	左後肢	右前肢	右後肢			
	行動に支障のない形態異常		左前肢	左後肢	右前肢	右後肢			

四肢	挙上	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	跛行	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	外傷・出血	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	欠損	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	歩行困難	なし あり ( )
	その他	
爪	伸張	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	過伸張により運動に制限	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	剥離	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	破損	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	その他	
被毛	フケ	なし あり ( )
	汚れ	なし あり ( )
	脱毛	なし あり ( )
	毛玉	なし あり ( )
	その他	
肛門	排せつ物付着	なし あり ( )
	排せつ困難	なし あり ( )
	腫瘍	なし あり ( )
	下痢	なし あり ( )
	下血	なし あり ( )
	その他	
全身	皮膚病変	なし あり ( )
	脱水	なし あり ( )
	脱色	なし あり ( )
	掻痒感	なし あり ( )
	腫瘍	なし あり ( )
	外傷	なし あり ( )
	その他	
行動	威嚇攻撃行動	なし あり ( )
	常同行動	なし あり ( )
	沈鬱	なし あり ( )
	自傷行動	なし あり ( )
	その他	
備考	・マイクロチップ情報等	



図表 13-② 動物の状態チェックシートの例（生体・犬版）

記入年月日	年 月 日	記入者	所属	
			氏名	

※写真を撮影した場合は、No. と紐づけて保存する。  
 (撮影の際に No. と名前を紙に書いて動物と一緒に写しておく)


No.	●	動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ( )							
	※	品 種								
		性 別		年齢 (推定)						
		身体的特徴 毛色								
		BCS	1	2	3	4	5	6	7	8
目	眼脂		右目	左目						
	閉眼		右目	左目						
	失明		右目	左目						
	眼疾患		右目 ( )	左目 ( )						
	その他									
耳	耳ダニ		右耳	左耳						
	耳垢		右耳	左耳						
	耳介欠損		右耳	左耳						
	耳孔閉塞		右耳	左耳						
	掻痒感		右耳	左耳						
	皮膚炎		右耳	左耳						
	その他									
鼻	分泌物 (透明)		なし	あり ( )						
	分泌物 (化膿性)		なし	あり ( )						
	鼻出血		なし	あり ( )						
	くしゃみ		なし	あり ( )						
	その他									
口腔等	歯の欠損		なし	あり ( )						
	舌・歯肉の蒼白		なし	あり ( )						
	出血		なし	あり ( )						
	流涎		なし	あり ( )						
	異常呼吸・喘鳴		なし	あり ( )						
	その他									
四肢	伸展異常		左前肢	左後肢	右前肢	右後肢				
	行動に支障のない形態異常		左前肢	左後肢	右前肢	右後肢				

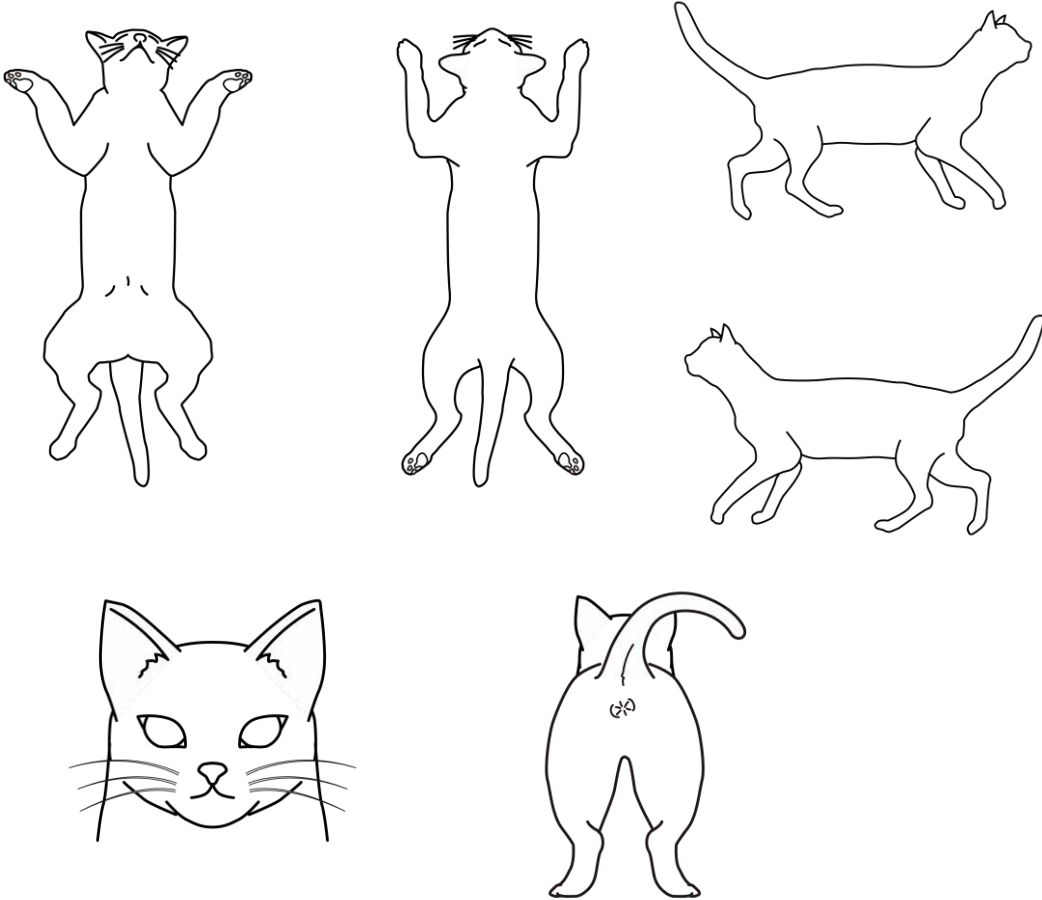
四肢	挙上	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	跛行	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	外傷・出血	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	欠損	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	歩行困難	なし あり ( )
	その他	
爪	伸張	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	過伸張により運動に制限	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	剥離	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	破損	左前肢 左後肢 右前肢 右後肢
	その他	
被毛	フケ	なし あり ( )
	汚れ	なし あり ( )
	脱毛	なし あり ( )
	毛玉	なし あり ( )
	その他	
肛門	排せつ物付着	なし あり ( )
	排せつ困難	なし あり ( )
	腫瘍	なし あり ( )
	下痢	なし あり ( )
	下血	なし あり ( )
	その他	
全身	皮膚病変	なし あり ( )
	脱水	なし あり ( )
	脱色	なし あり ( )
	掻痒感	なし あり ( )
	腫瘍	なし あり ( )
	外傷	なし あり ( )
	その他	
行動	威嚇攻撃行動	なし あり ( )
	常同行動	なし あり ( )
	沈鬱	なし あり ( )
	自傷行動	なし あり ( )
	その他	
備考	・マイクロチップ情報等	

図表 14-① 動物の状態チェックシートの例（死体・猫版）

記入年月日	年 月 日	記入者	所属	
			氏名	

- ※1 写真を撮影した場合は、No. と紐づけて保存する。  
 （撮影の際に No. と名前を紙に書いて動物と一緒に写しておく）  
 ※2 所有者不明の猫の場合、耳の形状を確認して記載する。


No.	●	動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ( )						
 ※1 No. ● タマ	品 種								
	性 別		年 齡 (推 定)						
	身体的特徴 毛 色	※2							
	BCS	1	2	3	4	5	6	7	8
発見場所	・ 飼養施設内、屋外、公園内、学校敷地内、河川敷等 （段ボール・ビニール袋内、冷凍庫・冷蔵庫内等といった収納されている状況も含む。）								
死体周囲の 状 況	・ 血痕、嘔吐物、便、被毛、毒餌、凶器等の有無								
死体の状態	死体直腸温	℃	測定日時	月	日	:			
	死体硬直	・ 関節ごとの硬直の発現強度や緩解消失等の状態							
	血液等の付着	・ どこに、何が、どの程度の量付着しているか。							
	虫の付着	・ ウジ、アリ、甲虫の付着の有無、大きさ、数							
	目	・ 角膜の混濁の程度等							
	耳	・ 外耳道内の異物の有無等							
	口腔	・ 口腔内の異物の有無等							

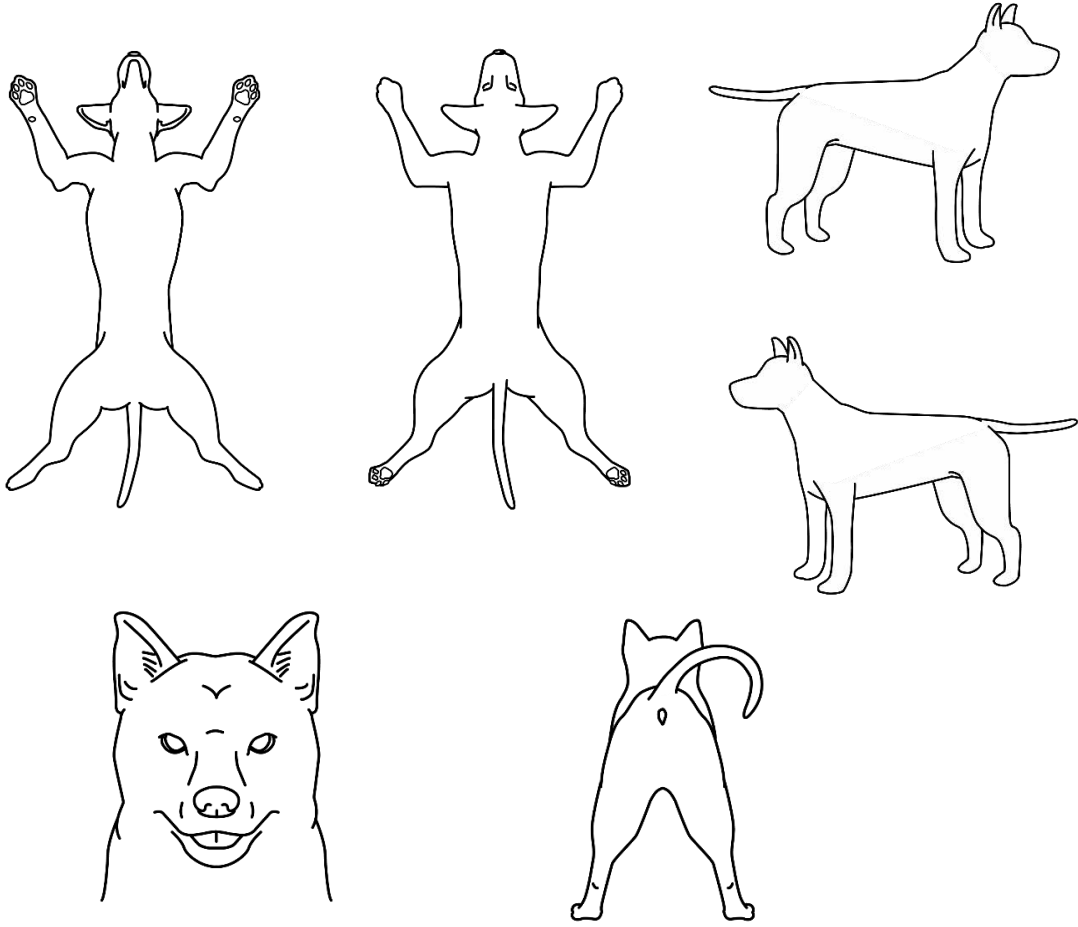
	爪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<small>はきつ</small>破折、伸張の状態等</li> </ul>
	肛門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡張の有無、糞便の付着等</li> </ul>
外表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損傷の状態（位置、数、大きさ、形状等）</li> </ul>	
		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロチップ情報等</li> </ul>	

図表 14-② 動物の状態チェックシートの例（死体・犬版）

記入年月日	年 月 日	記入者	所属	
			氏名	

- ※1 写真を撮影した場合は、No. と紐づけて保存する。  
 （撮影の際に No. と名前を紙に書いて動物と一緒に写しておく）  
 ※2 所有者不明の猫の場合、耳の形状を確認して記載する。

No.	●	動物種	犬 ・ 猫 ・ その他 ( )						
 ※1 No. ●ポチ	品 種								
	性 別		年齢 (推定)						
	身体的特徴 毛色	※2							
	BCS	1	2	3	4	5	6	7	8
発見場所	・ 飼養施設内、屋外、公園内、学校敷地内、河川敷等 （段ボール・ビニール袋内、冷凍庫・冷蔵庫内等といった収納されている状況も含む。）								
死体周囲の状況	・ 血痕、嘔吐物、便、被毛、毒餌、凶器等の有無								
死体の状態	死体直腸温	℃	測定日時	月	日	:			
	死体硬直	・ 関節ごとの硬直の発現強度や緩解消失等の状態							
	血液等の付着	・ どこに、何が、どの程度の量付着しているか。							
	虫の付着	・ ウジ、アリ、甲虫の付着の有無、大きさ、数							
	目	・ 角膜の混濁の程度等							
	耳	・ 外耳道内の異物の有無等							
	口腔	・ 口腔内の異物の有無等							

	爪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<sup>はきつ</sup>破折、伸張の状態等</li> </ul>
	肛門	<ul style="list-style-type: none"> <li>・拡張の有無、糞便の付着等</li> </ul>
外表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損傷の状態（位置、数、大きさ、形状等）</li> </ul>	
		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マイクロチップ情報等</li> </ul>	

### (3) 勧告（行政指導）と命令（行政処分）

虐待を受けるおそれがある事態が認められるとき、都道府県知事は期限を定めて、当該事態を生じさせている者に対し、命令又は勧告をすることができる。

虐待を受けるおそれがある事態は、周辺的生活環境の悪化とともに発覚することが多いことから、周辺的生活環境への支障の是正のための勧告（法第 25 条 2 項）と同時に発出することも考えられる。勧告後は立入検査等を実施し、勧告内容が確実に履行されているか確認する。履行が確認できない場合等は、再度の勧告又は命令の発出を検討する。

勧告や命令を出す必要がある場合は、期限を定めて実施すべき必要な措置事項を具体的かつ明確にした勧告書（文書ひな形 1）又は措置命令書（文書ひな形 3）を発出する。

勧告によっても虐待のおそれが改善されない場合、行為者に行政手続法に基づく弁明の機会を付与し、弁明書の内容等から命令を課す必要性の有無を判断することとなる。また、法第 25 条第 4 項では、生活環境に係る支障の対応と異なり、指導又は助言といった勧告の前の段階としての対応は法に定めがなく、また、勧告というステップを踏まず、即時の命令が可能な規定となっている。即時の命令が可能となっている趣旨は、動物の生命に危険が生じる可能性があることを勘案してのことである。

命令を行おうとする際は、極力具体的に内容を示す必要がある。例えば、動物の鳴き声が過度に継続して発生している事態においては、鳴き声が継続している時間や鳴き声の大きさなどを数値化し、具体的な削減目標を示すことが考えられる。また、飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生している場合については、事業場によるものであれば、悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）における指定地域に該当していなくとも臭気によって生活環境を損なう場合は指導対象となっている。なお、悪臭防止法では規制基準の基本的な考えとして臭気強度表示法を採用しており、悪臭物質濃度により規制している地方自治体において、個々の物質が規制濃度以下であっても、物質が複合している場合は臭気強度が高くなることから臭気指数を用いて規制も可能である。悪臭に係る対応については生活環境部局に相談することが考えられる。

また、虐待を受けるおそれがある事態に係る勧告又は命令は、施行規則第 12 条の 2 各号に規定する事態に該当することが要件となっているため、仮に飼養する動物の頭数を削減するよう命じる場合、動物を削減したとしても、直ちに事態が改善されるわけではなく、手段としての合理性を欠くと判断される可能性がある。そのため、「ふん尿を適切に処分すること」や「はえ、蚊、のみが生じないよう、動物の衛生環境を整備すること」のような事態を是正するための直接的な手段を通常想定される「必要な措置」として命じた上で、それでは事態の解消が図れない場合に、頭数の削減を命じることは考え得る。従って、「必要な措置」について勧告や処分をした場合には、その処分の内容や被処分者の対応を適切に記録化し、取消訴訟において証拠として提出できるようにしておく必要がある。

不利益処分を伴う命令につながる勧告や、命令を行うに当たって、数値を示して頭数の削減を指示することは、数値の合理性を説明することが困難なことも多いことから、具体的にどのような内容の勧告や命令を行うかの検討に際しては法務担当部署及び顧問弁護士等にも相談するなどし、慎重を期す必要がある。

数値等を命令で示さない、又は示せない場合は、命令違反で告発する際に、何をもって違反と判断するかという点で説明が難しく、告発が適わない場合がある。そのため、告発も視野に入れるべき案件では、虐待を受けるおそれがある事態に関する動物の種類、数、状態、改善すべき事項の具体的な内容等を踏まえて、とるべき措置の内容ができるだけ具体的な内容となっているか、措置をとるまでの期間として合理的な内容が設定されているかなども含め、命令の適法性についても十分に留意しつつ、どのような命令とすれば警察が違反事実を認めることが可能かといったことも含めて、例えば、早期の段階から警察に相談することが望ましい。

行政処分を行うためには、違反行為の事実を行政庁として客観的に認定すれば足りるものであって、違反行為の認定に直接必要とされない行為者の主観的意思などの詳細な事実関係が不明であることを理由に行政処分を留保すべきでないことに留意が必要である。

#### (4) 弁明の機会の付与

法第 25 条第 4 項に基づく命令を行うに際しては、不利益処分を受ける者が、行政庁に対して意見を述べるための手続として弁明の機会を付与（原則として書面審理）（文書ひな形 2）する必要がある。なお、動物取扱事業者を対象に登録の取消し等を行う場合は、聴聞（口頭審理）が必要となる。動物取扱業者による不適正飼養等に係る対応については、運用指針を参照されたい。

##### ① 弁明の機会の付与通知

弁明の機会を付与する際は、書面による通知を行い、行為者からの弁明も、通常、書面により行わせる。この際、証拠書類の提出も可能である。弁明の機会の付与の期間（弁明の提出期限等）は、相当な期間をおくこととされており、通常 2 週間程度を目安とするが、期間の設定は命令の緊急性やその内容に応じて個別に判断すること。

なお、公益上、緊急を要する場合に、行政手続法第 13 条第 2 項第 1 号に基づき、弁明の機会の付与を省略することができるが、違反の内容が悪質であり、真に急を要する場合に限って当該条項による対応を行うことが望ましく、例えば、病気やケガに対して必要な処置が行われていない、寒さ・暑さにより動物の健康に支障が生じている、適切な給餌・給水が行われていないといったことにより動物の生命に危険が生じている場合などが想定される。いずれにしても、できる限り意見聴取の機会を確保するよう努めることが原則となる。

当該通知を手交する場合は、受領書にサイン（自署）させること。郵送の場合は、内容証明及び配達証明付きの郵便とすること。

##### ② 弁明書の提出

弁明書は、法令に基づく様式の定めはないので、書類の形式上の審査は不要である。よって、弁明書が行政庁の窓口到達した時点で提出したこととなる。なお、弁明書が提出されない場合には、提出期限が到来した時点で弁明がなかったものとして取り扱うことができる。



### ③ 事実の確認、審査

行政庁は、弁明の機会の付与を通知した時点で、行為者に対して措置命令を講じようとする方針を決定し、その旨を明らかにしていることになる。弁明書の確認、審査においては、行政庁の当該決定に誤りがないことや、違反行為に係る正当な理由（例えば、勧告後に行為者本人や飼養施設が被災し、勧告に係る措置を実施できなかったなど）がないことを確認するため、行政庁が判断するに至った根拠や経緯について間違いがなかったか等の観点から審査を行う。事実関係の確認は慎重に行わなくてはならない。

## 5. 刑事告発等

### ポイント

- ・告発は、告発状（書面）で行うこと。円滑に告発が受理されるためには警察と事前に相談・協議することが望ましい。
- ・命令違反に係る告発に当たっては、命令の正当性（動物愛護管理法に基づき適正に行政処分が行われた事実）及び履行期限内に命令事項が履行されなかった事実について明確にする必要がある。

動物愛護管理担当職員等は、愛護動物虐待等罪（法第44条）、虐待を受けるおそれがある事態に係る措置命令・改善命令違反（法第46条の2）、報告徴収、立入検査の拒否等（法第47条の3）及び両罰規定（法第48条）に基づく罰則を適用する必要があると認める場合は、捜査機関への相談や通報、情報提供、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定に基づく告発等により捜査につなげることとなる。情報提供等に当たっては、情報提供シート（文書ひな形5）等を活用し、適切に対応されたい。下記では、主に刑事告発の手続等について解説するが、証拠資料等の作成、提供については、告発のみならず、相談、通報、情報提供時にも参考となる。通報、情報提供、刑事告発等については、捜査機関と相談し、迅速且つ最適な手段を用いることが重要である。

#### （1）告発の手続

告発は、書面又は口頭で検察官や司法警察員に行うこととされており、口頭による場合には、検察官又は司法警察員は調書を作成しなければならないこととされているが、告発の意思や内容を明確にするためにも書面で行うことが望ましい。

告発する場合は告発状（文書ひな形4）に犯罪構成要件に該当する事実を具体的に記載するほか、警察等の円滑な捜査に資するよう具体性のある告発状を作成し、可能な限り証拠資料を提出することが重要になる。案件記録票の例（図表12）、動物の状態チェックシートの例（図表13、14）等は情報提供や告発時の証拠資料としても活用可能である。また、対象動物の状態を把握するための写真、動物虐待等が認められた場所の写真、対象動物の周辺で認められた凶器の疑いがある物、中毒の疑いがある場合は餌等についてもファスナー付きのプラスチック製バッグ等に保管し、提出するとよい。対象動物の状態を把握し記録するためには、写真や動画撮影が重要であり、写真を撮影する場合は、動物の真正面の写真だけでなく、異なる距離で複数枚撮影する。外傷を撮影する場合は、外傷の位置が身体のどの部位なのか示す写真と、その外傷をクローズアップした写真の2枚撮影する。外傷のサイズを把握するために大きさの基準

となるスケール（定規等。定規がない場合は、ボールペン等でも可。）を画面に含めたうえ、撮影日時がわかるようタイムスタンプ（日時）を入れる。遺棄が疑われる場合は、動物が入っていた容器、添えられていた手紙等の現物も保存し、提出する。

告発は、動物愛護管理部局が自らの責任と裁量に基づき、①犯罪の重大性、②犯罪があると思料することの相当性、③今後の行政運営に与える影響、等の諸点を総合的に検討して判断するものであるが、円滑に告発が受理されるためには警察と相談・事前協議することが望ましい。告発状に添付する関係書類は、違反の事実を証明するものである必要があることから、違反の事実を証明するための方法等についても、あらかじめ警察と調整しておくことが重要になる。

法第44条から法第47条の3までに規定する罰則については、個人としての従業員が業務に関し違反行為を行った場合には、その行為者を罰するほか、併せて事業主にも罰金を科す規定（両罰規定）が設けられている。したがって、事業主において、従業員の当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたとはいえない場合には、行為者のほか、事業主についても、同規定に基づいて併せて告発を行うことで事業主の責任を適切に問うことが重要である。

## （2）刑事告発の際の留意点

告発の受理を円滑にするため、行為者の氏名又は名称、周辺住民からの苦情、過去の行政指導の状況、措置命令違反が認められた場合は、違反行為を確認した日時、違反行為の内容、などについて疎明資料をもってできる限り明らかにし、告発を行う前に告発対象となる違反行為の内容等について、捜査機関と十分に協議し、連携して行うこと。

命令違反に係る告発に当たっては、命令の正当性（動物愛護管理法に基づき、適正に行政処分が行われた事実）及び履行期限内に命令事項が履行されなかった事実について明確にすること。

違反が継続している場合は、警察が捜査を開始した時点で違反状況を現認することが可能であるため、命令の正当性を明確にすることが最重要である一方、違反が継続していない場合は、捜査開始時に違反状況を現認することができないことから、客観的証拠により過去に違反事実が存在したことを特定する必要がある。

## 6. 動物虐待等事案の対応

### ポイント

- ・捜査に当たっては、これまでの行政指導の経緯やその内容等が非常に重要な情報となることから、必要に応じ適切に情報提供を行う。
- ・警察が押収した動物の一時保管を依頼された場合は、必要に応じ動物愛護管理センター等が協力するなど、実務的な面での協力体制の構築を図ることが重要。
- ・所有権が放棄された犬猫については、可能な限り動物愛護センター等での引取りを検討するほか、動物愛護ボランティア等と連携することにより、譲渡につなげる。
- ・犬猫の引取りといった法に基づく業務だけでなく、動物愛護管理行政を担当する部局として動物愛護の精神に則り、「命あるもの」である動物に対する柔軟な対応が望まれる。

### (1) 警察との連携（情報共有・捜査への同行等）

勧告・命令等の行政指導、行政処分積み重ねにより、不適正飼養や虐待を受けるおそれがある事態を是正し、動物虐待事案に発展する前の段階で防止することが非常に重要であるが、必ずしも未然に防止できる事案ばかりとは限らない。動物虐待事案に発展した、又はしている事案に直面した場合、捜査機関に相談や通報、告発を行うことになり、これらが、捜査の端緒となる。

捜査は、人の身体や財産などに対する強制を伴わない限り（任意捜査）、裁判官の発する令状は不要だが、捜査を進める上で、被疑者の身柄を拘束したり、人の住居に立ち入ったり、所有物を差し押さえたりする（強制捜査）ためには、現行犯逮捕などの場合を除き、逮捕状、勾留状、搜索差押許可状などの令状が必要となる。捜査に当たっては、これまでの行政指導、立入検査等の実績やその内容が非常に重要であることから、適切に証拠資料を提出すること。また、捜査に当たって、同行を求められた場合、可能な限り協力すること。

なお、違反行為が客観的に明らかであるにも関わらず、公訴が提起されていることや捜査機関による愛護動物虐待等罪への対応が継続中であることなどを理由に行政処分を留保する必要はない。行政処分は将来にわたる行政目的の確保を主な目的とするものであって、過去の行為を評価する刑事処分とはその目的が異なるものであるから、これを理由に行政処分を留保することは不適當である。

むしろ、違反行為に対して公訴が提起されているにも関わらず、動物の健康及び安全の保持について指導、監督を行うべき行政庁が何ら処分を行わないとすることは、法の趣旨に反し、動物愛護管理行政に対する国民の不信を招きかねないものであることから、行政庁として違反行為の事実を把握することに最大限努め、これを把握した場合には、いたずらに刑事処分を待つことなく、速やかに行政処分を行うこと。

警察による捜査が開始される、又は捜査が行われている事案において、勧告、命令を行う必要がある場合は、その内容や発出のタイミングによって警察の捜査に支障をきたす可能性もあることから、警察と十分に情報共有し、調整することが望ましい。

### (2) 動物の引取り・譲渡

警察が行う捜査の過程で被疑者から押収した動物の一時保管を依頼された場合は、必要に応じ動物愛護管理センター等が協力するなど、実務的な面での協力体制の構築を図ることが重要である。

また、動物が虐待されていたとしても、その動物が行為者により飼養されている場合、動物の所有権は行為者にあることから、必要に応じ行為者が所有権を放棄するよう積極的に働きかけること。

所有権が放棄された犬猫については、可能な限り動物愛護管理センター等での引取りを検討するほか、動物愛護ボランティア等と連携することにより、譲渡につなげること。

譲渡に適さない犬猫については、殺処分がためられることを理由に引取り拒否を行わないことのないよう御留意いただきたい。とりわけ、動物取扱業者からの引取りは「拒否できること」であり、「拒否しなければならない」ものでないことを踏まえ、状況に応じ適切に引き取る

こと。動物虐待等事案として捜査が行われており、動物取扱業者に所有権放棄の意思があれば、引取り事由があるとみなされる。

また、動物虐待等事案のなかには、犬猫以外の動物（ウサギ、ハムスターといった哺乳類、インコ、フクロウといった鳥類、カメ、ヘビ、ワニといった爬虫類）の飼養例が見られる。これらの動物についても保管等の対応をしている地方自治体も存在するが、行政による対応が難しい場合であっても、引き取ることができる可能性のある動物取扱業者（展示業等）を紹介するなど、動物愛護管理行政を所管する部局として可能な限り対応すること。また、引取り対象が特定動物である場合、引取りに際し法に則った適切な取扱いについて助言等を行うこと。

## 7. ひな形

### 文書ひな形1（勧告）

第 号  
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

#### 虐待を受けるおそれがある事態に係る勧告について

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第25条第4項に規定される虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認められたことについて、同条同項により、下記のとおり勧告します。

また、この勧告に対して貴殿がとられる措置を、令和〇年〇〇月〇〇日までに、都道府県・政令指定都市の長宛て書面により提出してください。

なお、期日までに、勧告内容の措置が講じられない、又は講じられたことが確認できない場合は、法第25条第4項の規定に基づき、措置命令を発する場合があります。

#### 記

飼養施設等の所在地	
勧告の年月日	令和〇年〇〇月〇〇日
履行期限	令和〇年〇〇月〇〇日
勧告の内容	例) (複数列記可) ・臭気を改善するため、動物のふん尿を適切に処分すること。 ・はえ、蚊、のみが生じないように、動物の衛生環境を整備すること。 ・不妊去勢手術、雌雄分離飼育等の適切な繁殖制限措置を講じること。
勧告の理由 〔該当条項含む(注)〕	例) 法第25条第4項の規定に基づく動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認められるため。 ・施行規則第12条の2第2号、第3号、第6号
備考	

(注) 法第25条第4項に規定する環境省令で定める事態のいずれが生じているかを明記すること。

文書ひな形2（弁明の機会の付与）

第 号  
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

貴殿が行った動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第25条第4項に規定される虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認められたことに対して、同法同条項の規定に基づき、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号により勧告した措置をとるよう命令を科すことを予定しています。

ついては、行政手続法第13条第1項第2号の規定により弁明の機会を与えますので、下記1及び2について意見陳述の必要があるときは、令和〇年〇〇月〇〇日までに、下記3の提出先宛てに弁明を記載した書面を提出して下さい。

なお、この時、証拠書類等を提出することができます。また、期限までに弁明を記載した書面の提出がなかった場合は、意見なしとして取り扱います。

記

1 予定される処分内容及び根拠となる法令の条項

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇で貴殿が動物を飼養している施設において、法第25条第4項に規定される虐待を受けるおそれがある事態が生じていると認められるため、令和〇年〇〇月〇〇日までに、以下の措置を講じることを命じる。（複数列記可）

- ・臭気を改善するため、動物のふん尿を適切に処分すること。
- ・はえ、蚊、のみが生じないように、動物の衛生環境を整備すること。
- ・不妊去勢手術、雌雄分離飼育等の適切な繁殖制限措置を講じること。

根拠法令等：動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第12条の2第2号、第3号及び第6号

2 処分の原因となる事実

〇〇〇〇は、令和〇年〇〇月〇〇日に行った法第25条第5項の規定に基づく立入検査において、当該虐待を受けるおそれがある事態を確認し、令和〇年〇〇月〇〇日付け第 号により、令和〇年〇〇月〇〇日までに改善するよう勧告したものの、令和〇年〇〇月〇〇日までに改善されず、また、これに係る正当な理由も認められなかったもの。

3 弁明書の提出先及び提出期限

提出先 〇〇県 〇〇〇〇部 〇〇〇〇課

（郵便番号） 〇〇〇-〇〇〇〇

（住所） 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇

（電話） 0123-45-6789

提出期限 令和〇年〇〇月〇〇日

差出人 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇 〇〇県知事（〇〇〇〇部 〇〇〇〇課取扱）

宛先人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇 〇〇 〇〇 様

文書ひな形3（措置命令）

第 号  
令和 年 月 日

〔あて先〕 殿

都道府県・政令指定都市の長

貴殿が、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇において動物を飼養している施設においては、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下「法」という。)第25条第4項に規定される虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認められ、動物の健康及び安全を保持できていない。(複数列記可)

- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第12条の2第2号、第3号及び第6号

以上の理由により、同法第25条第4項の規定に基づき、下記のとおり令和〇年〇〇月〇〇日までに実施することを命令する。

なお、本命令に従わない場合は、同法第46条の2の規定により処罰されることがある。

この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に〔都道府県・政令都市の長〕に対して審査請求をすることができる。

記

1. 命令事項 令和〇年〇月〇日までに以下の措置を講じること。

- ・臭気を改善するため、動物のふん尿を適切に処分すること。
- ・はえ、蚊、のみが生じないように、動物の衛生環境を整備すること。
- ・不妊去勢手術、雌雄分離飼育等の適切な繁殖制限措置を講じること。

2. 命令の理由

- ・動物の飼養又は保管に伴う飼料の残さ又は動物のふん尿その他の汚物の不適切な処理又は放置により臭気が継続して発生していること。
- ・動物の飼養又は保管により多数のねずみ、はえ、蚊、のみその他の衛生動物が発生していること。
- ・繁殖を制限するための措置が講じられず、かつ、譲渡し等による飼養頭数の削減が行われていない状況において、繁殖により飼養頭数が増加していること。

差出人 〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇 〇〇県知事（〇〇〇〇部 〇〇〇〇課取扱）

宛先人 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇 〇-〇 〇〇 〇〇 様

文書ひな形4-①（告発【愛護動物虐待等罪】）

告 発 状

告発人住所、氏名 告発人は個別判断  
(知事・局長・部長等)

被告発人住所、氏名  
(被告発法人、代表者名)

第1 告発の要旨  
・違反の概要

第2 罪名及び適用法令  
動物の愛護及び管理に関する法律第44条第○項（愛護動物○○罪）

第3 告発事実  
被告発人○○は、○○ころ、○○において、○○したものである。

第4 告発に至った経緯

- 1 事案発覚の端緒
- 2 違反内容の確認状況
- 3 違反内容に関連する行政指導、勧告、措置命令等の状況
- 4 命令の無視の状況

第5 告発人意見

- 1 告発の理由
- 2 処罰を求める意見

第6 事実関係を証明する資料

- 1 違反内容に関連する行政指導、勧告、措置命令等の状況に関する資料（立入検査報告書の写し、勧告、措置命令等の写し、虐待を受けるおそれがある事態に係る記録写真）
- 2 動物虐待（殺傷・遺棄）に係る記録写真
- 3 本件飼養施設等の現況写真
- 4 ○○獣医師作成の診断書
- 5 その他関係資料（動物取扱業の登録書の写し、犬の鑑札の写し・マイクロチップ登録情報等）

令和○年○○月○○日

告発人  
○○県知事（○○県 ○○○○部長）

○○○警察署長  
司法警察員  
警視 ○○ ○○ 殿

(注)〔 〕内は、動物取扱業及び虐待を受けるおそれがある事態に係る行政対応を行っていた場合に限る。



文書ひな形 4-② (告発【命令違反】)

告 発 状

告発人住所、氏名 告発人は個別判断  
(知事・局長・部長等)

被告発人住所、氏名  
(被告発法人、代表者名)

第1 告発の要旨

- ・虐待を受けるおそれがある事態に係る措置命令違反の概要

第2 適用法令

- ・動物の愛護及び管理に関する法律第25条第4項、第46条の2
- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 第12条の2第○号

第3 告発事実

被告発人○○は、○○に基づく○○の規定に基づく命令を受けたにも関わらず、同命令の履行期限を経過した○○にいたるも、○○しなかったものである。

第4 告発に至った経緯

- 1 事案発覚の端緒
- 2 違反内容の確認状況
- 3 違反内容に対する行政指導、勧告、措置命令等の状況
- 4 命令の無視の状況

第5 告発人意見

- 1 告発の理由
- 2 処罰を求める意見

第6 事実関係を証明する資料

- 1 違反内容に関連する行政指導、勧告、措置命令等の状況に関する資料 (立入検査報告書の写し、勧告、措置命令等の写し、虐待を受けるおそれがある事態に係る記録写真等)
- 2 本件飼養施設等の現況写真
- 3 ○○獣医師作成の診断書
- 4 その他関係資料 (動物取扱業の登録書の写し、犬の鑑札の写し・マイクロチップ登録情報等)

令和○年○○月○○日

告発人  
○○県知事 (○○県 ○○○○部長)

○○○警察署長  
司法警察員  
警視 ○○ ○○ 殿

(注) [ ]内は、動物取扱業及び虐待を受けるおそれがある事態に係る行政対応を行っていた場合に限る。

文書ひな形 5-① (警察への情報提供)

第 号  
令和 年 月 日

〇〇〇警察署長  
司法警察員  
警視 〇〇 〇〇 殿

都道府県・政令指定都市の長

動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第〇項違反容疑について

当管内で、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 44 条第〇項違反容疑事例を探知しましたので、別紙により情報を提供します。

文書ひな形5-② (警察への情報提供【殺傷(第1項)・虐待(第2項)】)

愛護動物(殺傷・虐待)事件について

発生年月日	年 月 日 時	発生場所	
探知年月日	年 月 日 時	受付者	
通報者氏名		通報者住所	
発見者氏名		発見者住所	
通報・発見者の情報提供への同意		有 ・ 無	
動物の種類、 品種及び数			
動物の性別、 毛色、特徴等			
動物の状態・ 飼養状況			
現地確認年月日	年 月 日 時	確認者	
発見者の発見に 至る状況			
発見場所の状況			
発見場所周辺住 民等の情報等			
事件に対する 処 置			
動物の処置			
添付資料	なし・あり ( )		

文書ひな形5-③ (警察への情報提供【遺棄(第3項)】)

愛護動物遺棄事件について

発生年月日	年 月 日 時	発生場所	
探知年月日	年 月 日 時	受付者	
通報者氏名		通報者住所	
発見者氏名		発見者住所	
通報・発見者の情報提供への同意		有 ・ 無	
動物の種類、 品種及び数			
動物の性別、 毛色、特徴等			
動物遺棄の状況 (収容容器・ 書面等の状況)			
現地確認年月日	年 月 日 時	確認者	
発見者の発見に 至る状況			
発見場所の状況			
発見場所周辺住 民等の情報等			
事件に対する 処 置			
動物の処置			
添付資料	なし・あり ( )		